

流山市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則

令和5年2月9日教育委員会規則第1号
改正 令和5年3月23日教育委員会規則第8号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市いじめ防止対策推進条例（平成26年流山市条例第38号）第15条第6項及び第16条第11項の規定に基づき、流山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）及び流山市いじめ対策調査会（以下「調査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 流山市いじめ問題対策連絡協議会

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 流山市いじめ対策調査会

(会長及び副会長)

第5条 調査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、調査会の会務を総理し、調査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び調査専門委員は、会長が指名する。

3 調査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって調査会の決議とすることができる。

4 前2条の規定は、部会に準用する。この場合において「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

5 部会長は、臨時委員以外の委員から選出することを原則とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、調査会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日教育委員会規則第8号）

(施行期日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。